

千葉市議会基本条例（逐条解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割及び活動原則（第3条）

第3章 議員の役割及び活動原則（第4条—第6条）

第4章 議会運営（第7条—第11条）

第5章 市民と議会との関係（第12条—第14条）

第6章 議会と市長等との関係（第15条—第19条）

第7章 議会の機能強化（第20条—第25条）

第8章 議員の定数及び議員報酬等（第26条・第27条）

第9章 補則（第28条・第29条）

附則

（前文）

地方自治の原点である「地域の問題は、住民が自らの判断と責任で決定し、処理する」という基本的な考え方の下、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会は、同じく選挙で選ばれた地方自治体の長と独立かつ対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等かつ協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、市長その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価に加え、政策の立案及び提言に積極的に取り組むことにより、市民生活及び市民福祉の向上並びに市勢の発展に寄与していかなければならない。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に千葉市議

会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、千葉市議会の歴史と伝統に基づき、少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公正かつ公平な議会運営に努めていかなければならない。

よって、千葉市議会は、これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに、市民と市長その他の執行機関との関係において、千葉市議会及び千葉市議会議員が果たすべき役割等を明らかにし、市民の負託にこたえる議会のあり方を追求することにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

《解説》

- ◆ 議会改革を議論する中で平成２３年８月に、本市議会の「基本理念」を策定しました。

これをほぼそのまま取り込んで前文とし、条例制定の背景や、条例制定に向けての議会の決意を明らかにしています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の一翼を担う千葉市議会（以下「議会」という。）及び千葉市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会及び議員に関する必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

《解説》

◆ 前文に掲げた決意を踏まえて、本条例の目的を定めています。

※『二元代表制』

地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員をいずれも市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする仕組みのことをいいます。

（基本理念）

第 2 条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と独立かつ対等の関係にある合議制の議事機関であり、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。

《解説》

◆ 本条例の基本となる理念を定めています。

※『議事機関』

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。地方公共団体の議事機関である議会は、憲法上、必置の機関とされています。

第2章 議会の役割及び活動原則

第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願、陳情等（以下「議案等」という。）の審議及び審査を行い、これらを議決すること。
- (2) 市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議を行うことにより、議会の意思を表明すること。

2 議会は、前項に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を十分に把握した上で、公正かつ公平な審議、審査等をし、意思決定を行うこと。
- (2) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の負託にこたえる議会のあり方を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

《解説》

◆ 議会の役割として、①審議機能、②監視機能、③政策立案機能、④意思表明機能を定めています。

※『意見書・決議』

- ・ 「意見書」とは、地方公共団体の公益に関する事件に関して、議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。議決後、国会や関係機関に提出されます。
- ・ 政治的効果を狙うなどの理由により、「決議」という形式をとることもあります。

◆ 議会の活動原則として、①公正かつ公平な審議による意思決定、②開かれた議会運営、市民への説明責任、③議会改革への継続的な取組を定めています。

第3章 議員の役割及び活動原則

（議員の役割及び活動原則）

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者であるとともに、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1）市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、公正かつ誠実に職務を執行すること。
- （2）議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の討議を活発に行うなどにより、十分な審議、審査等を尽くすこと。
- （3）自らの議会活動及び議会の意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。
- （4）不断の研さんにより自らの資質の向上を図ること。

《解説》

- ◆ 議員の役割として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを定めています。
- ◆ 議員の活動原則として、①公正かつ誠実な職務執行、②十分な審議、③分かりやすい市民説明、④不断の研さんを定めています。

（政治倫理）

第5条 議員は、市民の負託にこたえるため、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。

《解説》

- ◆ 議員が高い政治倫理性を保持するよう努めなければならない旨を定めています。
- ◆ 別の条例とは、「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」を指します。

※『千葉市議会議員の政治倫理に関する条例』

- ・ 議員が権限や地位による影響力を不正に行使して、自己や特定の者の利益を図ることがないように措置し、市政に対する市民の信頼にこたえ、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、平成22年3月に制定しました。
- ・ 条例では、議員・市民の責務、議員の守るべき政治倫理基準、資産公開制度、市民の調査請求権等について定めています。

(会派)

第6条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 議案等の審議及び審査並びに政策の立案及び提言のための調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。

《解説》

- ◆ 2人以上の議員をもって会派が結成されること、また、その役割として、①議員活動の支援、②議案等の審議等のための調査研究、③円滑な議会運営を定めています。

※『会派』

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方を持った議員が集って結成するグループのことをいいます。

第4章 議会運営

（議会運営に関する原則）

第7条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則に基づき民主的で円滑な運営に努めるものとする。

《解説》

◆ 議会運営の基本原則を定めています。

※『議員平等の原則』

議会の構成員として、議員は、経験、性別、年齢、門地、社会的地位等に関わりなく、議会の一員として対等であって、法律上その間に差別はなく、権限において平等であることをいいます。

（議長及び副議長）

第8条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

《解説》

◆ 議長・副議長の職務遂行上の基本原則を定めています。

※『議長・副議長』

議長・副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市議会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市議会の事務を指揮・監督します。また、副議長は、議長が病気で不在のとき等に議長に代わって、その仕事を行います。

（会期）

第9条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的に活動するため、十分に審議、審査等を尽くせる会期を確保するものとする。

《解説》

◆ 会期の確保のために考慮すべき事項を定めています。

※『会期』

- ・ 議会には、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案の審議を行います。定例会は、年4回開くこととなっており、おおむね2月・6月・9月・11月に開会されます。
- ・ 議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて委員会を開き活動することがあります。

（委員会）

第10条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行うものとする。

- 2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における活発な討議等を通じて、その部門に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

《解説》

- ◆ 委員の果たすべき役割や、委員会における委員間討議の活発化等について定めています。

※『委員会』

委員会には、常任委員会・特別委員会・議会運営委員会の3つがあります。

・ 常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

本市議会には、5つの常任委員会があり、議員は、必ずいずれかの委員会に所属しています。

・ 特別委員会

特定問題や議会が特に必要と認めるときには、その都度、特別委員会を設けて調査や審査をすることができます。最近では、「新庁舎整備調査特別委員会」等があります。

また、当初予算案の審査と決算の審査には、慣例により予算（決算）審査特別委員会（全議員により構成）を設けることとなっています。

- 議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関するさまざまな問題について協議する機関として設けられています。

（質疑又は質問）

第11条 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、論点を明らかにして行うものとする。

2 市長等は、質疑又は質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。

3 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質疑（質問）方式又は一問一答方式を選択することができる。ただし、代表質疑又は代表質問を行うに当たっては、一括質疑（質問）方式によるものとする。

《解説》

◆ 先例を踏まえ、議員の質疑（議案に対するもの）又は質問（市が行う事務に対するもの）に対し、答弁者からその趣旨を確認する発言ができる旨を定めています。

◆ 議会改革を議論する中で、これまでに決定された内容を盛り込み、議員の質疑又は質問は、「一括質疑（質問）方式」又は「一問一答方式」を選択することができる旨を定めています。

※『一括質疑（質問）方式・一問一答方式』

- 「一括質疑（質問）方式」とは、1人の議員がまとめて複数の質疑（質問）を行い、それに執行部側が答弁し、それを一定の制限時間内で最大3回まで繰り返していく質疑（質問）の方式をいいます。
- 「一問一答方式」とは、1人の議員が1つの質疑（質問）を行い、それを執行部側が答弁し、それを一定の制限時間内で何回も繰り返していく質疑（質問）の方式をいいます。

第5章 市民と議会との関係

（市民との関係）

第12条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施するものとする。

3 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

《解説》

◆ 議会改革を議論する中で平成22年9月に決定された内容を盛り込み、請願・陳情の審査において、請願者・陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施する旨を定めています。

◆ 公聴会・参考人の制度等の活用について定めています。

※『請願・陳情』

千葉市政に関する要望等があるときは、請願・陳情を議会に提出することができます。

- ・ 「請願」の提出には、市議会議員の紹介が必要となります。請願は、所管する委員会で審査した後、本会議において、採択・不採択を議決します。採択した請願は、議長から市長に対して送付されます。
- ・ 「陳情」の提出には、市議会議員の紹介は必要ありません。陳情は、所管する委員会のみで審査し採択・不採択を議決し、本会議での採決は行われません。採択した陳情は、議長から市長に対して送付されます。

※『公聴会・参考人』

本会議や委員会において予算その他重要な案件等の審査や調査のため必要であると認める場合には、「公聴会」を開催し、又は「参考人」として出席を求めて、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くことができるとされています。

（広報及び広聴の充実）

第13条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、多様な手段を用いて、議会活動に関する広報及び広聴の充実に努めるものとする。

《解説》

◆ 広報・広聴機能の充実に努める旨を定めています。

※『本議会の広報』

千葉市議会だより、千葉市議会ホームページを初めとして、SNS（Twitter、Facebook）などを活用して広報活動を行っています。

（会議等の公開）

第14条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、会議の日程、議題等を事前に市民に周知し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程及び結果を明らかにするものとする。

《解説》

◆ 本会議・委員会の公開や、会議録・会議資料の公開について定めています。会議録は、冊子だけでなく、ホームページにおいても公開しています。

※『傍聴』

本会議・委員会（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会）は、どなたでも傍聴できます（先着順）。

第6章 議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

《解説》

- ◆ 二元代表制の下、議会と市長等の関係について、基本的な原則を定めています。

（議決事件の追加）

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。）及び基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。）の策定、変更又は廃止とする。

《解説》

- ◆ 既に議決事件としている市の「基本計画」に加えて、「基本構想」を議決事件に追加することを定めています。
- ◆ これにより、これまで議決事件を定めていた「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」を廃止します（附則第2項）。

※『議決事件』

議会の行う議決の対象となる事項をいいます。

『基本構想』

市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標や望ましい都市の姿を示すために策定します。本市は、平成11年12月に議決して定めています。

地方自治法上、議決事件とされてきましたが、平成23年の同法の改正により、策定に議決を必要としないものとなりました。そこで、今回、こ

の条例により議決事件に追加することとしています。

『基本計画』

「基本構想」における基本目標等を実現するための中長期的な行政運営の指針となるものです。地方自治法上は議決事件とされていませんが、本市では、これまで「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」により、議決事件としてきました。

(議会への説明等)

第17条 市長等は、予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

2 市長等は、議会又は議員から市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

《解説》

- ◆ 市長等が予算案や計画案等の立案や変更を行う際、議会や議員から資料提供や説明を求められた際は、誠実に対応する必要がある旨を定めています。

(監視及び評価)

第18条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の政策の決定及び事務の執行が適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

《解説》

- ◆ 市長等の政策の決定や事務執行に対する議会の監視・評価について定めています。

※『議会の権限』

議会が、議事機関として法律上行うことを認められている権能の範囲のことをいいます。大別すると、地方公共団体としての意思又は議事機関としての意思を決定する議決権のほか、調査権、検査権、監査請求権、意見

書の提出権等の権限があります。

（政策の立案等）

第 19 条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

《解説》

- ◆ 議会改革を議論する中で平成26年6月に、本市議会の「政策形成基本フロー」を策定しているところであり、議会が積極的に政策立案・提言を行う旨を定めています。

第7章 議会の機能強化

（議会の機能強化）

第20条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

《解説》

- ◆ 本市議会は、その機能強化を図るとともに、それに必要な予算の確保に努める旨を定めています。

（専門的知見の活用）

第21条 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。

《解説》

- ◆ 地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験者等に専門的事項に関する調査を積極的に活用する旨を定めています。

＜地方自治法第100条の2＞

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（他の指定都市の議会との連携等）

第22条 議会は、大都市に特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の議会との連携、情報交換等を推進するものとする。

《解説》

- ◆ 他の指定都市の議会との連携等について定めています。

（政務活動費）

第 2 3 条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を行い、議会の機能強化に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。

《解説》

- ◆ 議員の政務活動費について、基本的な考え方を定めています。
- ◆ 別の条例とは、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」を指します。

※『千葉市議会政務活動費の交付に関する条例』

議員の市政に関する調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として、会派・議員に対し政務活動費を交付することに関し、その交付の対象・額・交付の方法や、それを充てることができる経費の範囲等、必要な事項を定めています。

（災害対応）

第 2 4 条 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。

《解説》

- ◆ 議会改革の議論をする中で平成25年12月に、「千葉市議会大規模災害対応指針」を策定しており、それを踏まえ、議会・議員の災害対応について定めています。

※『千葉市議会大規模災害対応指針』

本市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるために、議会・議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めたものです。

（議会事務局等の強化）

第25条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。

《解説》

◆ 議会事務局及び議会図書室の強化について定めています。

※『議会事務局』

本市議会事務局には、総務・経理、議員に関する庶務を担当する「総務課」、本会議・委員会の議事を運営を担当する「議事課」、議員から依頼の各種調査、広報を担当する「調査課」の3課を設置しています。

『議会図書室』

官報・公報や様々な刊行物を備え、議員の調査研究に活用されています。

第8章 議員の定数及び議員報酬等

（議員の定数）

第26条 議員の定数については、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見等を市政に反映させるために必要な議員数を考慮し、別に条例で定める。

《解説》

- ◆ 議員の定数について、基本的な考え方を定めています。
- ◆ 別の条例とは、「千葉市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を指します。

（議員報酬等）

第27条 議員報酬及び期末手当については、複雑高度化する市政の課題等に対し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を十分に発揮できるようにするとともに、多様な分野の幅広い知識と経験を有する人材が議員として活躍できるための環境を整備するという視点を踏まえ、別に条例で定める。

《解説》

- ◆ 議員報酬等について、基本的な考え方を定めています。
- ◆ 別の条例とは、「千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を指します。

第 9 章 補則

（他の条例等との関係）

第 28 条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。

《解説》

- ◆ 議会基本条例の最高規範性について定めています。

（検討）

第 29 条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

《解説》

- ◆ 今後、必要に応じて本条例の見直しその他適切な措置を講ずる旨を定めています。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（千葉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止）

- 2 千葉市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 22 年千葉市条例第 84 号）は、廃止する。

《解説》

- ◆ 施行期日のほか、「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」を廃止する旨を定めています。